

○上越教育大学気象警報発令時及び公共交通機関運休時における授業等の取扱い

(平成30年3月16日学長裁定)

学生の安全確保のため、気象警報発令時及び公共交通機関運休時における授業及び試験（以下「授業等」という。）の取扱いは、以下のとおりとする。

(対象となる気象警報及び公共交通機関の状況)

- 1 対象となる気象警報及び公共交通機関の状況は、次の各号に係る事項とする。
 - (1) 上越市に発令された「大雨」「洪水」「大雪」「暴風」「暴風雪」のいずれかの警報又は特別警報（以下「警報」という。）
 - (2) 上越市内の鉄道（JR・私鉄）及び路線バスのすべての運休
 - (3) その他前2号に相当するような状況

(休講措置の判断基準)

- 2 休講措置の判断基準は、警報が発令中又は公共交通機関が運休中で、学生に甚大な被害が及ぶと想定された場合とする。

(休講措置の決定者)

- 3 前項の判断基準に基づき、教務委員会委員長が学長と協議の上、休講措置を決定する。

(休講措置の通知方法)

- 4 休講措置の通知方法は、次の各号によるものとする。
 - (1) MyJUENメールへの送信
 - (2) JUEN Cloudポータルサイトのお知らせ（メール通知する）への掲載

(休講措置の代替措置)

- 5 休講措置を講じた場合は、後日授業等担当教員は補講等を行う。

(教育実習又は介護等体験等の期間)

- 6 教育実習又は介護等体験等の期間中の者は、各実習先等の指示によるものとする。

(その他)

- 7 この取扱いにより難しい場合は、教務委員会委員長の判断により措置を講じる。

附 記

この取扱いは、平成30年4月1日から実施する。